

平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

みよし市まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

みよし市まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、みよし市まちづくり審議会の意見を添えて、公表いたします。

平成 30 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 30 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は 29 件でした。この中で、手続を終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 6 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中などです。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 30 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 56 件でした。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく市長の事務に関する事項

その他条例に基づく市長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）はありませんでした。

★ みよし市まちづくり審議会の意見

平成 31 年 4 月 18 日(木)に開催された、みよし市まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成30年度みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況

みよし市まちづくり土地利用条例の施行状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書 単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書が提出された	開発計画書が提出されていない	取下げ
8	7	1	0

② 開発計画書 単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
29	26	0	3	0	42.3

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	2	0

③ 協議後開発計画書 単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況				協議後開発計画書が提出されていない	命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ		
26	26	0	0	0	0	59.9

変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	0	0

④ 工事完了届 単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
26	6	0	0	20	233.3

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
0

(2) 特定開発事業（開発計画書が提出された案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他	合計
住環境保全区域A			1						1
住環境保全区域A・教育環境保全区域			1						1
住環境保全区域B					1	1			2
住環境保全区域B・教育環境保全区域		1			1				2
住環境保全区域C		1	2						3
住環境保全区域C・教育環境保全区域					1				1
住環境保全区域C、農業保全区域		1							1
農業保全区域				3		2	1		6
農業保全区域・防災調整区域				2		1			3
教育環境保全区域								1	1
防災調整区域			1						1
指定なし		1	2		1		1	2	7
合計		4	7	5	4	4	2	3	29

※1：その他 教育環境保全区域：ビニールハウスの設置
指定なし：研究所の建築1件、事務棟・厚生棟の建築1件

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告 しない	助言・勧告 する	手続き中	取下げ
56	56	0	0	0

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A		42							42
住環境保全区域B・教育環境保全区域						1			1
住環境保全区域C						1			1
住環境保全区域C・集落居住区域					1				1
農業保全区域					1			1	2
集落居住区域			1		4	1		2	8
教育環境保全区域				1					1
合 計		42	1	1	6	3	0	3	56

※1：その他 農業保全区域：資材置場
集落居住区域：資材置場

3 その他条例に基づく市長の事務に関する事項

(1) みよし市まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件 数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
0			